

衛生材料等について

在宅療養に必要な衛生材料や医療機器が十分に供給されていないのではないか。

(在宅療養指導管理料について)

- (1) 在宅療養指導管理料は、当該指導管理が必要かつ適切であると医師が判断した患者について、患者又は患者の看護に当たる者に対して、当該医師が療養上必要な事項について適正な注意及び指導を行った上で、当該患者の医学管理を十分に行い、かつ、各在宅療養の方法、注意点、緊急時の措置に関する指導等を行い、併せて必要かつ十分な量の衛生材料又は保険医療材料を支給した場合に算定する。
ただし、当該保険医療機関に来院した患者の看護者に対してのみ当該指導を行った場合には算定できない。 (平14. 3. 8 保医発 0308001)

- (10) 保険医療機関が在宅療養指導管理料（加算を含む。）を算定する場合には、当該指導管理に要するアルコール等の消毒薬、衛生材料（脱脂綿、ガーゼ、絆創膏等）、酸素、注射器、注射針、翼状針、カテーテル、膀胱洗浄用注射器、クレンメ等は、当該保険医療機関が提供する。なお、当該医療材料の費用は、特に規定する場合を除き所定点数に含まれ、別に算定できない。 (平14. 3. 8 保医発 0308001)